

優良基準（令和2年10月1日以降の申請分に適用）

1 遵法性

従前の産業廃棄物処理業の許可の有効期間において特定不利益処分を受けていないこと。

2 事業の透明性

法人の基礎情報、取得した産業廃棄物処理業等の許可の内容、廃棄物処理施設の能力や維持管理状況、産業廃棄物の処理状況等の情報を、一定期間継続してインターネットを利用する方法により公表し、かつ、所定の頻度で更新していること。

(1) 公表期間

	場 合	事前情報公表期間
①	優良認定を受けていない場合	産業廃棄物処理業の許可の更新の申請の日前6月間
②	優良認定を受けている場合	優良認定を受けた日から当該更新の申請の日までの間

※既に優良産廃業者で、従前の許可の始期が令和2年7月1日より前である場合、同年10月1日から12月31日までの間の申請については、下記公表事項の⑬処分後の産業廃棄物の持出先の開示の可否の公表期間は、「令和2年7月1日以降」となります。

(2) 公表事項

	公表事項	更新頻度	適 用	
			収集 運搬	処分
①	【法人の場合】法人に関する基礎情報	変更の都度（代表者等の氏名等については1年に1回以上）	○	○
	【個人の場合】個人に関する基礎情報	変更の都度		
②	事業計画の概要	変更の都度	○	○
③	申請者が受けている産業廃棄物処理業の許可証の写し	変更の都度	○	○
④	運搬施設に関する事項	変更の都度（運搬施設の種類・数量等については1年に1回以上）	○	—
	処理施設に関する事項	変更の都度	—	○
⑤	事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図	変更の都度	—	○
⑥	直前一年間の産業廃棄物の一連の処理の行程	1年に1回以上	—	○
⑦	直前三年間の産業廃棄物の受入量・運搬料	1年に1回以上	○	—
	直前三年間の産業廃棄物の受入量・処分量・中間処理後産業廃棄物の処分量	1年に1回以上	—	○
⑧	直前三年間の産業廃棄物処理施設の維持管理状況	1年に1回以上	—	○
⑨	直前三年間の産業廃棄物の焼却施設における熱回収実績	1年に1回以上	—	○
⑩	【法人の場合】直前三事業年度の財務諸表	1年に1回以上	○	○
⑪	処理料金の提示方法	変更の都度	○	○
⑫	業務を所掌する組織・人員配置	変更の都度（人員配置については1年に1回以上）	○	○
⑬	<u>処分後の産業廃棄物の持出先の開示の可否</u>	<u>変更の都度</u>	—	○
⑭	事業場の公開の有無・公開頻度	変更の都度	○	○

3 環境配慮の取組

ISO14001、エコアクション 21 等の認証制度による認証を受けていること。

4 電子マニフェスト

電子マニフェストシステムに加入しており、電子マニフェストが利用可能であること。

5 財務体質の健全性

	基準	概要
①	自己資本比率・営業利益金額等	1) <u>直前3年の各事業年度における自己資本比率が零以上であること</u> 2) 次のいずれかに該当すること ・直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること ・ <u>前事業年度における営業利益金額等が零を超えること</u>
②	経常利益金額等	直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が零を超えること
③	税・保険料	法人税、消費税等、社会保険料及び労働保険料を滞納していないこと
④	維持管理積立金	特定廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていること